

市町職員等研修受講経費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県内の市町等（広島市を除く。以下「市町」という。）が職員等の資質向上のために実施する研修の受講に要する経費に対して、公益財団法人広島県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が交付する助成金について、公益財団法人広島県市町村振興協会助成金交付規程（平成25年5月28日規程16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「研修の受講」とは、次に掲げる研修所が実施する研修の受講をいう。

- (1) 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）
- (2) 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）
- (3) 日本下水道事業団

(助成の対象)

第3条 助成の対象経費は、前条各号の研修所から請求される研修の受講経費及び前条第1号、第2号が実施する研修の受講に係る旅費（宿泊料を除く。）について、市町が負担する額とする。ただし、研修修了者に係る経費に限るものとし、食費については助成の対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、毎事業年度の予算で定める額の範囲で、次の各号によって算定した額の合計額（1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。）で、市町が実際に要した額を上限とする。

- (1) 研修経費 全額（ただし、海外研修費及び日本下水道事業団の研修経費は2分の1に相当する額）
- (2) 旅費 別表に定める額

2 前項各号の規定により算出した各市町への助成金の合計額が予算額を超える場合は、予算額を当該助成金の合計額で除して得た数値を各市町への助成金に乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。）とする。

3 研修受講経費の確定の遅延等により、助成金を当該年度内に交付することが困難であると理事長が認めたときは、確定前の額を各市町が負担した経費とみなして前

2項の規定により各市町への助成金の額を算出することができる。

- 4 この法人は、前項の規定により交付した額が、各市町が負担した確定後の経費に基づく助成金の額に過不足を生じる場合には、翌年度において精算することができる。

(交付の申請手続等)

第5条 この法人は、各市町への助成金の額を内定した場合には、市町職員等研修受講経費助成金内定通知書（別記様式第1号）により各市町に対し通知するものとする。

- 2 助成金の交付を受けようとする市町は、前項の通知を受けた後、市町職員等研修受講経費助成金交付申請書（別記様式第2号）をこの法人に提出するものとする。

- 3 この法人は、申請書の内容を審査した上で助成金の額を決定し、市町職員等研修受講経費助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により各市町に対し通知するものとする。

- 4 市町は、助成の対象となる事業費が確定したときは、速やかに市町職員等研修受講経費助成金実績報告書（別記様式第4号）をこの法人に提出するものとする。ただし、前項に基づき通知した内容と同じ場合には、報告を省略することができる。

- 5 この法人は、助成金の額を決定した場合には、速やかに市町に対し助成金を交付するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行し、公益財団法人広島県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行し、平成27年度助成分から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度助成分から適用する。